

平成18年 情報処理実態調査

調査票の記入要領

(調査票の記入時には必ず本冊子をご覧ください。)

経 済 産 業 省

調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、コンピュータ（パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という）を含む）を利用している企業等（公共機関、事業者団体を含む。以下「企業」という）の情報処理の現状及び電子商取引の活用状況を的確に把握し、情報処理、情報産業振興施策の拡充のための基礎資料を得ることを目的とします。

2. 調査対象の範囲

この調査では、平成18年3月31日の時点でコンピュータ（パソコン含む）を設置している企業を対象としております。

3. 秘密の保護

この調査は統計報告調整法第4条第1項の規定に基づき総務大臣の承認を得て経済産業省が実施するものであり、調査票に記載された内容は集計したうえで、発表いたします。

なお、この調査により報告された記入内容は、統計法第14条により秘密が保護されます。

4. 調査期日および調査票の提出期日

調査時点は、平成18年3月31日ですが、調査項目によっては調査期日が異なっていますので、調査項目の指示によってください。

また、提出期日は、平成19年2月28日までとなっています。

5. 結果の公表

この調査の集計結果は、経済産業省ホームページ（URL:http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/statistics/jyojitsu.htm）において、公表されます。

6. 調査票の構成

この調査票の構成は次のとおりとなっています。

- 1 企業又は事業団体の概要
- 2 情報処理要員の状況
- 3 組織と権限
 - 3-1 情報システム業務の役割分担
 - 3-2 CIOの取組状況
- 4 情報システムの取組状況等
 - 4-1 インターネットへの接続形態とモバイル端末の状況
 - 4-2 業務別情報システムの取組状況
 - 4-3 情報システムの活用状況
- 5 IT投資の効果
 - 5-1 経営戦略とIT戦略
 - 5-2 IT投資評価の実施状況
 - 5-3 IT投資効果の状況
- 6 電子タグの取組状況
- 7 ICカードの導入状況
- 8 情報セキュリティの状況
 - 8-1 情報セキュリティの現状
 - 8-2 情報セキュリティの対策状況と対策費用
 - 8-3 情報セキュリティ監査の依頼先
 - 8-4 個人情報保護の取組状況
- 9 EC（電子商取引）の状況
 - 9-1 BtoB、BtoG及び業務連携の状況
 - 9-2 ECの取引高
- 10 情報処理関係支出等の状況
 - 10-1 情報処理関係支出の状況
 - 10-2 情報処理関係支出の今後の見通しと内容
 - 10-3 ソフトウェア資産の状況

7. 調査票への回答記入

回答は同封した調査票に記入するか、調査票ファイルを下記のURLよりダウンロードし、直接入力してください。入力後の調査票につきましては、お手数ですが、印刷の上同封した返信用封筒に封入してご返送してください。なお、直接入力に際しては、別紙の「入力方法の手引き」をご覧ください。

URL: http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/statistics/jyojitsu.htm

8. 本統計に関する問い合わせ

この調査についての問い合わせは、下記に連絡してください。

富士モナミ有限会社 電話：03-3818-0958 FAX：03-3818-8667

9. 提出先

記入又は入力した調査票は同封した返信用封筒に入れて期日までに下記あてに送付してください。

〒112-0001 東京都文京区白山4-26-8

富士モナミ有限会社 「情報処理実態調査係」

10. IT（情報通信技術）関連分野の統計の整備に是非ご協力ください

現在、我が国にはIT（情報通信技術）関連分野の投資等の経済効果を測定、分析するために必要な統計資料が不足しています。このため、経済政策の企画、立案の基礎となる実証分析を正確に行いにくい状況にあります。情報処理実態調査を通じて皆様からデータを収集させていただくことにより、企業又は事業団体の情報通信システム導入状況と経費、投資・資産、生産性、組織等との関係について実態を把握し、分析を行うための貴重な基礎データを整備することができます。

統計は、企業又は事業団体の皆様から回答をいただいたデータによって成立し、政府が政策立案の基礎資料として利用するとともに、皆様も現状把握と政策評価のために利用することができます。ご多忙中まことに恐縮ですが、以上の趣旨をご理解いただき、ぜひともご協力いただきますようお願い申し上げます。

記入の手引

この記入の手引きは、調査対象の皆様にご調査票を正しく記入していただくために作成したものです。

I 一般事項について

- (1) 貴社が運用する情報システムの設備等が親会社等の資産で、親会社等が経費負担している場合は、当該経費は親会社等で計上していただき、貴社では当該経費を除いて回答してください。
- (2) 貴社の子会社等で運用する情報システムの設備等が貴社の資産で、貴社が経費負担している場合は、当該経費も貴社で計上して回答してください。
- (3) 万が一支社・営業所等に届いた場合には、お手数ですが記入できる部署に転送して、記入してください。

II 個別事項について

1. 企業又は事業団体の概要

- (注1) 平成17年度の途中で企業の独立等組織が変わったときは、その時点から3月までの事業収入（例えば平成18年1月に独立した企業の場合は、年間事業収入は平成18年1月～3月までの事業収入）を記入するとともに、年間事業収入の記入欄の下側にその旨を記入してください。
- (注2) 「年間事業収入」とは、1年間の総売上高（営業外収入は含めない。）を指し、収益ではありません。学校や組合団体等営業活動を行わないものは当該年度における収入高、金融業は経常収益高、保険業は収入保険料、又は正味保険料、証券業は営業収入高をそれぞれ記入してください。
- (注3) 「常時従業者」とは、有給役員、常時雇用者（正社員、準社員、アルバイト等の呼称にかかわらず1か月を超える雇用契約者と、平成16年度末の前2か月においてそれぞれ18日以上働いた雇用者）をいいます。（貴社で主として給与を支払っている他社からの出向者も含まれます。）
 なお、人材派遣業者からの派遣従業者は、派遣企業の従業者となりますので、ここには含まれません。

① 都道府県コード表

北海道	01		埼玉県	11		岐阜県	21		鳥取県	31		福岡県	40	
東	青森県	02	関東	千葉県	12	中部	静岡県	22	中	島根県	32	九	佐賀県	41
	岩手県	03		東京都	13		愛知県	23		岡山県	33		長崎県	42
	宮城県	04		神奈川県	14		三重県	24		広島県	34		熊本県	43
北	秋田県	05	甲信越・北陸	新潟県	15	近畿	滋賀県	25	国	山口県	35	州	大分県	44
	山形県	06		富山県	16		京都府	26		徳島県	36		宮崎県	45
	福島県	07		石川県	17		大阪府	27		香川県	37		鹿児島県	46
東	茨城県	08	畿	福井県	18	畿	兵庫県	28	四	愛媛県	38	国	沖縄県	47
	栃木県	09		山梨県	19		奈良県	29		高知県	39			
	群馬県	10		長野県	20		和歌山県	30						

② 業種コード表

コード	業 種 名	対 象 業 種 の 範 囲、注 記 等
01	食料品・飲料・たばこ・飼料製造業	
02	繊維工業	衣服等二次繊維加工品の製造業はここに含まれます
03	パルプ・紙・紙加工品製造業	印刷・同関連産業は「14その他の製造業」に分類されます
04	化学工業	プラスチック（粉末、粒状、液体の製造品）、合成ゴム、化学繊維、医薬品、洗剤、化粧品等の製造業はここに含まれます
05	石油・石炭・プラスチック製品製造業	プラスチック製品製造は押出、射出等の成形、成形のための配合・混合、製品の切断・接合等の加工、再生プラスチックの製造等が該当します
06	窯業・土石製品製造業	
07	鉄鋼業	
08	非鉄金属製品・金属製品製造業	
09	一般機械器具製造業	ボイラー、建設機械、産業用ロボット等製造業
10	電気機械器具製造業	発電機、電球等。（次の「11情報通信機械器具製造業」に該当するものは除きます）
11	情報通信機械器具製造業	通信機器・同関連機器（ラジオ、テレビを含む）、電子計算機・同附属装置、電子部品・デバイスの製造業が該当します
12	輸送用機械器具製造業	自動車、航空機等製造業及びその部品、エンジンの製造業
13	精密機械器具製造業	計量器、眼鏡、時計、レンズ等製造業
14	その他の製造業	上記01~13以外の業種で、木材・木製品、家具・装備品、印刷・同関連産業、ゴム製品、皮・同製品、武器、貴金属・装身具、楽器、玩具・運動用具、漆器等の製造業が該当します
15	農林漁業・同協同組合、鉱業	農林漁業関連の協同組合のうち、単一の事業を行う信用組合、共済組合は「24金融・保険業」に分類します
16	建設業	
17	電気・ガス・熱供給・水道業	
18	映像・音声情報制作・放送・通信業	新聞、出版業は「19新聞・出版業」に分類します
19	新聞・出版業	印刷・同関連産業は「14その他の製造業」に分類されます
20	情報サービス業	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、市場・世論調査業等を含みます
21	運輸業	倉庫業、旅行業、こん包業、運輸施設提供業等を含みます
22	卸売業	商社、代理商、仲立業を含みます
23	小売業	
24	金融・保険業	証券業、証券先物取引業、共済事業等を含みます
25	医療業（国・公立除く）	私立大学の付属病院を含みます。保健衛生・福祉事業は「27その他の非製造業」に分類します
26	教育（国・公立を除く）、学習支援業	学校、社会教育施設、職業・教育支援施設等で民営のものが該当します
27	その他の非製造業	不動産業、飲食店、宿泊業、複合サービス事業、他に分類されないサービス業が該当します

注) 業種分類は、企業全体で最も年間売上高の多い品目群（事業部門）の業種を選択して記入してください。

4 情報システムの取組状況

4-2 業務別情報システムへの取組状況

(注1) 企業が行うさまざまな業務を9つの業務領域に分類・集約しています。下記の表を参考に、貴社の業務を9つの領域に区分して回答してください。

想定対応業種 適用業務領域	製造・建設・ 流通・サービス等	金融（銀行・保険・証券）等
財務・会計	資金調達・運用、キャッシュフロー管理、決算処理、納税・申告、配賦処理、予算管理 等	キャッシュフロー管理、決算処理、納税・申告、配賦処理、予算管理 等
人事・給与	従業員個人情報管理、勤怠管理、給与計算、社会保険・年金保険、所得税・住民税、財形貯蓄、福利厚生 等	従業員個人情報管理、勤怠管理、給与計算、所得税・住民税、福利厚生 等
開発・設計	調査・研究、新商品・サービス企画、試作品開発、設計 等	調査・研究、新商品・サービス企画 等
調達	見積・商談、発注・契約、納期管理、納入・検収、支払、部品在庫管理 等	(間接材*を対象とした) 見積・商談、発注・契約、納期管理、納入・検収、支払 等
生産・サービス提供**	生産計画、工程管理、品質管理、製品在庫管理、サービス提供、設備管理 等	資産管理、資金運用、決済代行、保険請求処理、振込・送金（ATM含む）、為替交換 等
物流	物流手配、出荷、輸送管理 等	物流手配、輸送管理 等
販売	見積・商談、販売計画、販売促進、受注管理、顧客情報管理、請求、決済 等	預金獲得、融資、保険契約 等
カスタマーサポート	保守・故障対応、クレーム処理 等	市況情報提供、クレーム処理 等
その他	上記に分類できない業務	

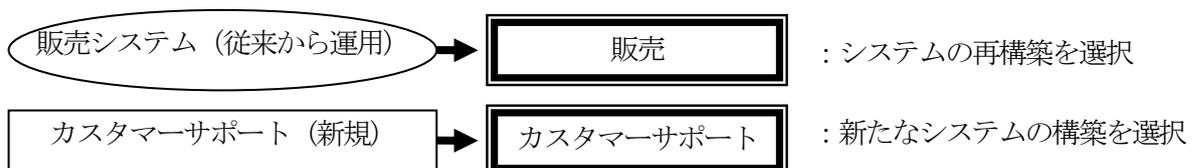
* 業務活動で消費する事務用品、サービス、副資材等。

** 顧客から対価を受け取るための製品の生産や、サービスの提供が「生産・サービス提供」となります。

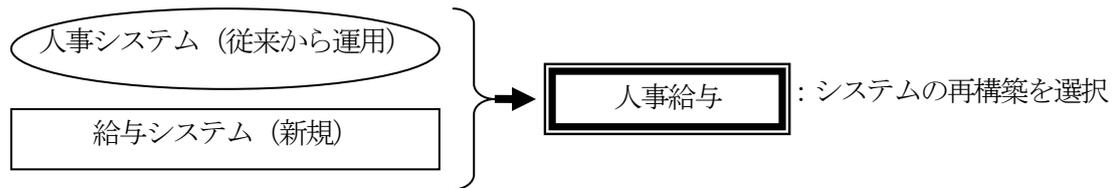
例えば、物流業における顧客の荷物の輸送や各種メンテナンス業における保守作業、またそれら業務等に係るサポート業務についても、「生産・サービス提供」に該当します。

(注2) 従来からあるシステムに新たなシステムを構築し連携させた場合、次ページ図に示されている通り、この2つのシステムの適用業務が同一業務領域に属するときは、該当業務領域について「システムの再構築」を選択してください。また、異なる業務領域に属するときは、従来からあるシステムの適用業務領域については「システムの再構築」を、新たなシステムの適用業務領域については「新たなシステムの構築」を選択してください。

例1) 従来運用している販売システムに、カスタマーサポートのシステムを新たに構築した場合、「販売」については「システムの再構築」を選び、「カスタマーサポート」については「新たなシステムの構築」を選択してください。



例2) 既存の人事システムに新たに構築した給与システムを連携させた場合、「人事・給与」について「システムの再構築」を選んでください。



また、メインフレームで動いていた販売のシステムをオープンシステムに切り替え、切り替えまでの間従来システムを稼働している場合、「販売」については「システムの再構築」を選んでください。

10 情報処理関係支出等の状況

10-1 情報処理関係支出の状況

(注1) 「ハードウェア関連支出」の対象となる機器は、汎用コンピュータ、ミニコン、オフコン、ワークステーション、パソコン等の各種コンピュータ、コンピュータに接続する通信制御装置、交換機等の周辺機器及び周辺装置、端末装置であり、FAX、コピー機、プリンタ、ハブ、ルータ、サーバ等も対象となります。また、パソコン機能や通信機能を内蔵している携帯情報端末も対象となりますが、インターネット接続が可能な携帯電話は除きます。さらに、ATMは対象になりませんが、ATMに組み込まれたソフトにかかる経費は「ソフトウェア関連支出」の対象となります。

(注2) ハードウェア又はソフトウェアの「当期減価償却費」は、資産導入に伴う「情報処理関係支出総額」の大幅な変動を平準化した情報処理関係諸経費（「情報処理関係支出総額」からハードウェア及びソフトウェアの「買取額（有形又は無形固定資産計上分）」を控除し、これらの「当期減価償却費」を加えた値）を計算し、その時系列的な傾向を把握するために、お伺いしております。

なお、ソフトウェアの「当期減価償却費」は、2-3-2 ソフトウェア資産の状況における「ソフトウェア計」の「当期償却額」に相当します。

10-3 ソフトウェア資産の状況

(注1) 「ソフトウェア計」の「当期末残高①」及び「前期末残高②」は、貸借対照表や有形固定資産等明細表等を参考に、貴社の資産に計上されたソフトウェアの期末残高から減価償却累計額を控除した金額を記入してください。（必要に応じて経理ご担当者様のご回答をお願いします。）

また、資産計上しているソフトウェアがない場合、「当期末残高①」欄に「0」を記入してください。

(注2) 「ソフトウェア購入」は、貴社が購入されたソフトウェア製品等で資産に計上された額について、固定資産台帳や仕入元帳等を参考に記入してください。

(注3) 「ソフトウェア制作（自社利用分のみ）」は、貴社が開発した自社利用のためのソフトウェアのうち、「研究開発費等に係る会計基準」にしたがい資産に計上された額について、固定資産台帳等を参考に記入してください。なお、「ソフトウェア購入額」と「ソフトウェア制作費（自社利用分のみ）」の合計が「ソフトウェア計」と一致しなくて結構です。

(注4) 「ソフトウェア制作（自社利用分のみ）」の「当期増加額③」の内訳については、「研究開発費等に係る会計基準」にしたがい会計処理した額を、個別原価計算書等を参考に記入してください。

以上